**令和６年度厚木市家庭的保育事業等指導監査実施計画**

**１　趣旨**

　　家庭的保育事業等の指導監査を計画的に実施するに当たり、厚木市家庭的保育事業等指導監査実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、令和６年度厚木市家庭的保育事業等指導監査実施計画を策定する。

**２　実地監査対象施設等**

（１）家庭的保育事業

　　　　井上ひろみ家庭的保育事業所

（２）小規模保育事業

　　ア　サンライズキッズ保育園厚木園

　　イ　厚木はないろ保育園

ウ　プリンス保育園本厚木

エ　ぽとふ厚木

オ　妻田フェルマータ小規模保育園

カ　関口フェルマータ小規模保育園

キ　瑠璃光寺保育園

ク　マーガレット保育園

**３　実施方法**

（１）一般指導監査

　　　２年に１回実地により実施するものとし、事前に提出された指導監査資料をもとに、当該事業所において運営状況を確認し、関係書類の検査及び関係者へのヒアリング等により行う。ただし、実地による検査をしない年の対象施設にあっても、指導監査資料等の提出を求め書面審査を行うものとする。

（２）特別指導監査

要綱に規定する特別指導監査の事由が発生した場合に、必要に応じて随時実施する。

**４　令和６度指導監査実施園**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施方法 | 令和６年度 | |
| 対象施設 | 実施時期 |
| 一般指導監査 | 井上ひろみ家庭的保育事業所 | ６月  ～  ８月 |
| サンライズキッズ保育園厚木園  厚木はないろ保育園  プリンス保育園本厚木  ぽとふ厚木  妻田フェルマータ小規模保育園  関口フェルマータ小規模保育園  瑠璃光寺保育園  マーガレット保育園 |

**【参考】**

**令和５年度指導監査実施園**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施方法 | 令和５年度 | |
| 対象施設 | 実施時期 |
| 一般指導監査 | 本山玲子家庭的保育事業所 | ５月  ～  10月 |
| ひばり幼育園  ちっちゃな保育園たろうとはなこ  Ｔｙ厚木保育園  こひつじ愛児園  厚木こばと保育園（水引園）  そよかぜ保育園  どんぐり保育園 |